

◎申立書を提出するにあたっては、下記の書類を併せてお持ち下さい。

現在居住している家屋の処分方法		添付書類
1. 自己所有の家屋を売却する場合		売買契約書、媒介契約書等※
2. 自己所有の家屋を賃貸する場合		賃貸契約書、媒介契約書等※
3. 現住家屋が借家、社宅、寮等の場合		賃貸契約書、使用許可書、家主の証明書等
4. 現住家屋に親族等が住む場合		親族からの申立書等 【原本】
5. 家屋を解体する場合		工事請負契約書、または取り壊すことを証する書類等
6. その他		現住家屋が今後、家屋所有者の居住の用に供されるものではないことを証する書類
7. 未定	i. 抵当権設定を急ぐ場合等	金銭消費貸借契約書(写)又は売買契約書(写)(代金支払い期日の記載のあるもの)等
	ii. 前住人が未転出である場合	前住人と証明申請者または不動産仲介業者等との間の引渡期日の記載のある売買契約書(写)
	iii. 取得者又は家族が病氣療養等のために、登記までに入居できない場合	治療期間が記載された医師の診断書(写)
	iv. その他	やむを得ず入居が登記の後になることを証する書類

※ 契約に至っていない場合は予約書